

## 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

## 今週のことば

**不動産取引時の水害リスク説明義務化**  
大規模水害が頻発しているため、来月28日から不動産取引時に水害ハザードマップで対象物件の所在地について説明することを宅地建物取引業者に義務付ける。

## 今週のコよみ

ご自分の予定を確認して下さい

7/27(月) 赤口
28(火) 先勝
29(水) 友引
30(木) 先負
31(金) 仏滅 5月決算法人の確定申告ほか月末時の税務・労務
8/ 1(土) 大安 八朔
2(日) 赤口 土用二の丑

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
7/20(月)	22,717 △ 21	107.16 ▼0.05
21(火)	22,884 △167	107.32 ▼0.16
22(水)	22,752 ▼132	106.91 △0.41
23(木)	海の日	
24(金)	スポーツの日	

## 「家賃支援給付金」に関するQ&amp;A

新型コロナの影響により、本年5月～12月までの売上が一定以上減少した資本金10億円未満の法人（医療法人等も含む）や個人事業者の地代・家賃の負担を軽減するため、法人は最大600万円、個人は最大300万円（申請前1ヵ月以内の支払賃料に給付率を乗じた額の6倍）を給付する「家賃支援給付金」の申請が今月14日から開始されています。

## ◆Q&amp;A

## Q. 申請するタイミングは？

A. 要件を満たす事業者は来年1月15日までの間、いつでも申請できます。なお、一時的に賃料の減額を受けている場合は、減額前の賃料に戻った後に申請することで、元の賃料で給付額を算定できます。

## Q. 賃料の支払いの猶予等を受けている場合は？

A. 申請には原則、直前3ヵ月間の賃料の支払い実績が必要ですが、支払いの免除又は猶予を受けている場合や滞納している場合も給付を受けられます。ただし、最低でも申請日から1ヵ月以内にひと月分の賃料を支払っていることが必要です。

## Q. 賃貸借契約でも給付の対象外となる場合は？

A. 原則として賃貸借契約に基づく賃料が対象ですが、①転貸（又貸し）を目的とした取引（自らが使用・収益する部分は対象）、②実質的に同じ人物による自己取引、③配偶者又は一親等以内との親族間取引は、対象外となります。

## Q. 法人の社宅・寮は給付対象になる？

A. 法人が社宅・寮として賃貸借契約等に基づき借上げた物件の賃料を地代・家賃として計上している場合は原則、対象となります。ただし、賃貸借契約に基づいて従業員に転貸している場合は対象外です。

■この記事の詳細は、情報BOX201528

## 最低賃金額改定の目安は「現行水準維持」

毎年10月頃に改定される地域別最低賃金は、全国平均で時給1000円とする目標に向けて大幅な引上げが続いており、現在901円となっています。

中央最低賃金審議会は毎年、各都道府県の地方最低賃金審議会における審議の参考として改定額の「目安」を提示していますが、令和2年度については、新型コロナによる経済・雇用への影響等を踏まえ、「目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」との答申を行いました。有額の目安が示されなかったのは平成21年度以来となります。

今後、各地方最低賃金審議会で目安を参考に審議を行い、都道府県ごとの改定額を決定します。

## ★★★ 8月のチェックポイント ★★★

※新型コロナの感染再拡大のため、職場での3密防止、手洗い、換気、時差通勤、テレワークなどと同時に熱中症対策にも気を配ります。

※夏季休業を行う企業は取引先に日程を連絡し、盗難や火災等の備えとともに、パソコンデータのバックアップをしておきます。

※夏季休業中は、不要不急の外出や旅行などを控え、万が一に備え緊急連絡網を作成しておきます。

※延長された「労働保険の年度更新」の申告および保険料納付等の手続きは8月31日です。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

「家賃支援給付金」に関するQ&A

Q. 給付対象となる事業者の主な要件は？

A. 資本金10億円未満の法人（医療法人やNPO法人なども対象）や、フリーランスを含む個人事業者であること、令和2年5月～12月までの売上について、「いずれか1ヵ月が前年同月比50%以上減少」、又は「連続する3ヵ月の合計が前年同期比30%以上減少」していること、自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っていること、です。

Q. 給付額の算定方法は？

A. 申請日の直前1ヵ月以内に支払った賃料をもとに算定した額の6倍が給付額となり、法人は最大600万円、個人事業者は最大300万円を一括支給します。算定方法は以下のとおりです。

	支払賃料（月額）	給付額
法人	75万円以下	支払賃料×2/3×6
	75万円超	300万円+（75万円を超える額×1/3×6）※上限600万円
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3×6
	37.5万円超	150万円+（37.5万円を超える額×1/3×6）※上限300万円

Q. 給付の対象となる物件は？

A. 地代・家賃として税務申告しているなど、申請者自らの事業のために使用・収益する国内の土地・建物が対象となります。住居兼事業所については、事業用の地代・家賃として税務申告している部分のみ、給付の対象となります。

Q. 給付額の算定対象となる賃料に共益費・管理費は含まれる？

A. 含まれます。ただし、共益費及び管理費が賃料について規定された契約書と別の契約書に規定されている場合は、含まれません。

Q. 給付の対象となる賃料の契約は？

A. 賃貸借契約（土地・建物）が対象となり、令和2年3月31日時点及び申請日時点で有効な賃貸借契約※1があり、申請日より直前3ヵ月分の賃料の支払いの実績がある場合が給付の対象となります。ただし、賃貸借契約であっても、転貸（又貸し）を目的とした取引※2、賃貸人（かしぬし）と賃借人（かりぬし）が実質的に同じ人物の取引（自己取引）、賃貸人と賃借人が配偶者または一親等以内の取引（親族間取引）に該当する場合は、給付の対象外となります。

※1 令和2年3月31日から申請日までの間に引越し、再契約などをした場合は、令和2年3月31日時点で締結していた契約書と、申請日時点で有効な契約書が必要となります。

※2 賃借人が借りている土地・建物の一部を第三者に転貸（又貸し）をした場合、転貸をせず自らが使用・収益する部分については給付の対象となります。

Q. 借地の賃料は対象になる？

A. 対象となります。なお、借地上に賃借している建物が存在するか否かは問いません。

Q. 賃料の支払いを賃貸人に免除してもらっている場合でも給付の申請はできる？

A. 申請には直前3ヵ月間の賃料を支払っている実績が必要ですが、賃貸人から賃料の支払いの免除又は猶予を受けている場合や、支払いを滞納している場合でも、給付が受けられます。ただし、最低でも申請日から1ヵ月以内にひと月分は賃料を支払っていることが必要です。

Q. 社宅・社員寮は給付の対象となる？

A. 法人が社宅・寮に用いる物件を賃貸借契約等に基づいて借り上げて従業員を住ませ、当該物件の賃料を当該法人の確定申告等で地代・家賃として計上しているのであれば、原則として給付対象となります。他方、賃貸借契約に基づいて従業員に転貸している場合は対象外となります。

Q. 本給付金以外に地方公共団体から賃料の支援金が給付されている場合は？

A. 本給付金の給付予定額と地方公共団体から給付された家賃支援金の合計が、1ヵ月分の支払賃料の6倍を上回る場合、本給付金から超過分が減額されます。

Q. 申請の期限とタイミングは？

A. 申請期限は令和3年1月15日までです。売上減少月の翌月から期限までの間、いつでも申請できます。

Q. 複数の事業所を賃借している場合の申請は？

A. 複数の賃料を給付額算定の基礎の金額とするには、一度にすべての申請を行う必要があります。